

# 福岡県公報

平成二十二年八月六日  
第三千四百四十四号  
増刊 ①

## 目次

### 再掲

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

### 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年七月三十日

福岡県人事委員会規則第十九号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改める。  
別表第一知事部局の項中

理事(人事委員会が定めるものに限る。)局長  
秘書室長  
次長  
技術次長  
水資源対策長  
医監  
食の安全総合調整監

理事(人事委員会が定めるものに限る。)局長  
秘書室長  
次長  
技術次長  
職務改善調査監  
水資源対策長  
医監  
食の安全総合調整監

を  
に改める。

### 附則

この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年七月三十日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第二十号  
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

### 附則

この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年七月三十日

福岡県人事委員会規則第二十一号

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改める。

別表第一イ甲表中

局長  
秘書室長  
技術次長  
水資源対策長

を

局長  
秘書室長  
技術次長  
職務改善調査監  
水資源対策長

に改める。

附則

この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。